

平成28年度 第1回福岡市屋台選定委員会 議事録

1 日時・場所

平成28年8月24日（水）9：30～11：40

福岡市役所15階 1504会議室

2 出席者

（委員） 楠委員，サース委員，坂井委員，笹山委員，白石委員，田中委員，
堤田委員，南原委員，藤本委員，星野委員，村上委員，八尋委員

（事務局）経済観光文化局 重光局長，合野理事，横内国際経済・コンテンツ部長，
三笥にぎわい振興課長，深澤にぎわい振興係長，東島

道路下水道局 井上路政課長

住宅都市局 中野みどり運営課長

保健福祉局 日高食品安全推進課長

博多区 薄維持管理課長

中央区 倉岡道路適正利用推進課長

（傍聴人）2名

3 議題

（1）委員長，副委員長の選出

（2）会議の公開について

（3）公募場所の指定

（4）募集方法等について

（5）審査方法等について

（6）福岡市屋台選定委員会運営要領の制定について

【非公開】

4 議事録

（1）委員長，副委員長の選出

（事務局）

それでは，議事に入らせていただきます。議事に関しましては，屋台基本条例施行規則第29条の規定により，委員長が議長となることと定められておりますが，委員長選出までの間，事務局で議事を進めさせていただきます。

議事1「委員長，副委員長の選出」でございます。福岡市屋台基本条例施行規則第28条に基づき，委員の互選により定めることとなっておりますが，どなたかご推薦は

ございますでしょうか。なければ事務局案をご提案させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(事務局)

ありがとうございます。委員長を村上委員，副委員長を坂井委員にお願いしたいと考えておりますが，いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(事務局)

ありがとうございます。皆様のご承認をいただきましたので，委員長を村上委員，副委員長を坂井委員にお引き受けいただきますようお願いいたします。

それでは，村上委員長，坂井副委員長，委員長席・副委員長席にご移動いただきまして，議事の進行をお願いいたします。

(委員長)

屋台は福岡の魅力を高めるために非常に重要なものと考えております。できるだけ公平な審査をできればと思っておりますので，ご協力のほどよろしくお願いします。

(副委員長)

私もしっかりと務めさせていただきますので，よろしくお願いします。

(2) 会議の公開について

(委員長)

それでは次第に則しまして，議事2「会議の公開について」につきまして，事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局を担当しております，にぎわい振興課長の三苫でございます。議事の2「会議の公開について」ご説明いたします。資料1をご覧ください。

福岡市の附属機関の会議につきましては，資料の下から9行目のところに条文を抜粋しておりますように，市情報公開条例第38条により，原則公開するものとなっておりますが，同条のただし書きに「会議における審議内容が，非公開情報に該当する事項に関するものである時，または，許可や認可等の審査に関する事務等に係るものであつて，会議を公開することにより，当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは，この限りでない」となっております。

また，非公開情報に該当する事項としまして，同じく条文を抜粋しております第7条に規定されておりますが，今回の公募に関しましては，第7条の第1号，第2号，第4

号に基づき、1つは個人情報にかかる事項、2つ目は審査に関する事項、3つ目は審査基準を定める過程の審議、そして4つ目はその他委員会で非公開とした事項について、非公開とするものでございます。

具体的には本日の屋台選定委員会では、議事の3「公募場所の指定」及び議事の4「募集方法等について」は、個別の場所の状況などを説明する際に、個人情報や関係する法人の情報、また特定の地域からのご意見などを含むことが考えられます。

また、議事5「審査方法等について」は、審査基準を定める過程の審議に当たりますので、議事3以降については非公開としたいと考えます。

なお、今後開催予定の第2回選定委員会、第3回選定委員会については、審査に関する内容となりますので、いずれも非公開としたいと考えます。

選定委員会の議事録につきましては、非公開情報及び適正な審査に支障がないものについては、公開することといたします。

議事2の説明は以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。今の事務局の方からどこまでの情報を公開したらいいのかという説明がありましたけども、委員の皆さまから、現在の説明よりもこう変えた方がいいというものがありましたら、ご意見賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

すみません。行政が行うことは基本的に公開が原則です。これは法律にもあるように、民主主義の問題、国民主権の理念に則って情報の公開に関する法律と、その目的として「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定める」ということで、「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」ということ、それから、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」ということでして、基本は公開しなければならない。だから個人情報の部分については、もちろん適切な配慮がいますと思います。しかし制度を決めるということに関しては、私は公開しても何ら問題はないと思いますし、最終的な選定の時にいろいろな評価が出てくる場合は、それは、公開は控えるということで、最初の制度を決めるという大枠の部分、これは公開してもいいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員長)

今の意見について。

(事務局)

はい。先ほど申しましたように、例えば公募場所の指定につきましては、この場所はどうでしょうか、といった時に、地域との協議の結果とか、地元の後背ビルの状況とか、あるいは、その場所が公募場所になるということですから、いわゆる旧名義貸し屋台と呼ばれる屋台、ここの場所が特定されるということになってしまいますので、それにつ

いては、私どもは旧名義貸し屋台がどこにあるとか、地域の状況がどうだからとか、そういう個人情報とか、関係する法人情報を、言わざるをえないと思いますので、それについては公開できないと考えております。以上でございます。

(委員長)

今の説明について、いかがでしょうか。

(委員)

はい、今日いただく資料ですね、これについては、大枠の資料が載せられています。この資料についても非公開とするのでしょうか。そうではなくて、論議の中で、細かい一つ一つの場所等については非公開と、そういうことでしょうか。

(事務局)

これから皆さまにお配りしようと思っている資料は、公募場所がこのあたりに何か所あると、そういった福岡市の屋台の図面をお渡ししようと思っています。ただし、屋台の数がございますけれども、細かく見ていきますと、ここが募集の対象になるとわかりますので、それについては、本日の資料にはあげておりません。この後非公開での対応になりますけれども、会議が終わりました後に委員長、それから事務局の方で、本日はこのような会議になりましたというご報告を、記者、マスコミの方にさせていただこうと思っています。その際には、公募の箇所は何か所、具体的な場所については、この辺に何か所、何か所という図面については、お配りしようと考えておりますので、細かい情報は非公開といたしますけれども、大まかな情報につきましては、広く公開したいと考えております。以上でございます。

(委員)

既にですね、点数をつけるということで、屋台の場所がどこにあって、名前が何で、何件ぐらいあって、そういうことはホームページ等で公表されている。だから、屋台がどこに何か所あって、その中のいわゆる旧名義貸しの方が誰かということはわからない状況で、ただどこに何か所というのは公開されていますし、今日の論議も大枠の中でも必要ということであれば、とにかく情報等については、できるだけ公表できるものは公表されるべきだという風に思います。

(委員長)

今委員からご意見がありましたけれども、基本的にはできるだけ公開、また話がまとまった部分については公開すると聞いておりますので、その点はご心配ないかと思います。それでは議事1の「会議の公開について」の内容にご了承いただけますでしょうか。

(各委員)

(拍手)

(委員長)

それと、資料1の一番下の欄に、屋台基本条例の28条というのがありますけれども、その中で、私たち委員は、委員会で作った情報については、守秘義務が課せられておりま

すので、よろしくお願いいたします。情報が漏れてしまいますと、この後選定の際に不都合が出てくることもあります。公平性を担保するためにも十分に注意していただきたいと思います。

それでは、次の議案になります。「公募場所の指定」と「募集方法等について」は、合わせて審議いただきたいと思っております。公募場所をどこに設定するかという内容と、募集方法に関することと、関連することで、合わせて事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

また、ここから非公開ということになりますので、よろしくお願いします。

【報道機関関係者、傍聴人退室】

(3) 公募場所の指定、(4) 募集方法等について

(委員長)

それでは、議事3、4の説明を、事務局の方からお願いします。

(事務局)

はい。議事の3、「公募場所の指定」について、説明いたします。資料2、公募場所(案)をご覧ください。屋台営業候補者の公募につきまして、屋台基本条例の第25条では、「公募はその場所における屋台営業が、まちににぎわいや人々の交流の場を創出し、観光資源としての効用を発揮することができると認めるときに、その場所を指定して行うことができる。」としております。

こうした条例の趣旨を踏まえ、今回の公募候補地を検討するにあたって、資料に記載のとおり、大きく3つの視点、考え方を持って、場所の検討・協議を行ってまいりました。まず一つ目は、「屋台が連なり定着している場所」でございますが、これは、現在、屋台が集積しており、市民や観光客からも屋台のある場所として認識されている「天神地区」、「中洲地区・那珂川沿い」、「長浜地区」を中心とした都心部が考えられます。二つ目は、歩道幅など条例の基準を満たし、屋台を置くスペースがある場所であり、上下水道など必要な環境整備を行える場所が候補となります。そして三つ目は、近隣の住民等の生活環境に配慮するため、地域の了承を得る必要や、交通の危険を防止するための警察協議を行う必要があり、その調整が整って初めて、公募が可能な場所となります。

以上の3つの考え方に沿って、今回公募候補地を検討しました結果、最終的には資料3「福岡市屋台公募場所(案)」のとおり、オレンジ色と青色で表記しておりますけれども、こちらの白抜きの数字を合わせた、合計28箇所の候補地を確保することができました。内訳としましては、長浜地区4箇所、中洲地区の北側が3と2を足して5箇所、那珂川沿いが1と3を足して4箇所、天神地区の北側が3と4を足した7箇所、天神南側が3と3と2を足した8箇所、合計28箇所でございます。この箇所について、皆様

にご検討いただいて、公募候補地をどの場所に指定するかご議論をお願いしたいと思います。

資料2にもう一度お戻りください。資料の左下に、屋台件数の推移を記載しておりますが、これは食品衛生法に基づく営業許可件数でみた場合の推移でございます。昭和40年ごろのピーク時に400軒以上あった福岡市の屋台は、どんどん減少しており、条例施行後も減少を続け、現在は110軒程度となっております。

また、現在「本人営業規定違反」の処分の猶予期間として、限定的な許可を受けています28の屋台、いわゆる旧名義貸し屋台と呼ばれている屋台は、平成29年4月1日に廃業することになっており、公募を行わなかった場合には、来年4月1日の屋台数の見込みは82軒と大幅に減少いたしますので、この現状の数110を維持するためにも、ご提示した28箇所については、すべて公募をさせていただきたいと考えます。

公募場所につきましては、条例の第25条第2項に「市長は、公募場所の指定にあたっては、福岡市屋台選定委員会の意見を聞かなければならない」と規定されておりますので、みなさま、ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議事の4「募集方法等について」、併せてご説明いたします。資料の4をご覧ください。募集方法につきましては、今回特徴の類似している地域、それを2つのエリアに分け、中洲・長浜地区を観光スポットエリア、天神地区を商業地域エリアとする2つに区分して募集したいと考えます。

このA案の方は、場所の特性に分けて、2つのエリアではターゲットとなる客層が異なり、営業者の営業スタイルや事業計画にも違いが出るということが考えられるため、最初から分けて応募してもらって、合格後に希望のエリア内で営業してもらう、そういうやり方でございます。このように、エリアを特定しての応募であれば、個々の場所での営業提案だけではなく、各エリアの中でにぎわいの創出、地域との共生など、屋台の効用活用に向けた広い視点での提案が期待できます。

一方B案のように、公募場所一区画ごとの募集では、人気区画で競争が激化し、高い倍率となった場合、たった一人しか合格しないために、いくら優秀な提案をした者であっても、多数の方が落ちてしまうことが考えられます。逆に不人気の場所では、他の場所と比較すると、評価の低い候補者でも合格となることが考えられるなど、全体として質の低下につながる恐れがございます。

しかし、A案であれば、評価の高い提案者から順に選ばれるため、希望のエリア内のいずれかの場所で営業できることになり、応募者にとっては合格率が高まるメリットのある募集方法であり、また個々の営業場所についても、最優秀者から順々に場所を選んでもらうために、非常に公正なやり方であると考えております。

次に、2の応募資格につきましては、条例・規則に定める以上の制限等は特に設けず、できるだけ広く募集をしたいと考えております。

次の3の、募集から決定までのスケジュールにつきましては、福岡市の屋台数が大幅

に減ってしまい、観光客等が落胆することがないように、本人営業の規定違反の処分猶予期間が終わり、28箇所が廃業となります。平成29年4月1日から、新たに公募で選ばれた屋台が営業を開始できるスケジュールとしたいと考えております。

また、スムーズな営業開始のために、準備期間を最低3か月は確保したいと考えており、本年12月中には営業候補者を決定する必要があると考えています。そのため、速やかに公募の手続きに入りたいと考えておりまして、9月12日頃には公募の告知を行い、10月31日までを募集期間としたいと考えます。

以上、少し長くなりましたが、議事3及び4の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(委員長)

ありがとうございました。まず公募場所をどこにするか、それをどういう形で募集するのか、という2つの案件を説明していただきました。

まず若干説明を加えさせていただきますと、資料3にありますように、特定の場所を限定して募集するというのであれば、エリアという発想は必要ないということです。今回はエリアという部分で、それぞれ特徴が違う性格を持っているということで、それぞれエリアごとで、自分が持っている能力をどこで発揮したらいいのか、と言ったところをスクラップできるのではないかということから、エリアという考え方で事務局案が出されています。

そしてそれに合わせて、今回の大きな目的は、優秀な方をできるだけ選定するという趣旨でして、どの場所に、ということろまではそれほど深く関わらないで、選定された方が選ぶような形をとっていくということで、募集方法のA案が事務局から出されています。

皆さまの方から公募場所に関してご意見等ございましたらお願いします。

(委員)

2つのエリアで特徴が違うというのはどういう特徴なのか教えていただきたい。

(事務局)

長浜や清流公園を観光スポットエリアとしました。それから天神の北から南の、渡辺通りまでを商業地域エリアとしました。天神の商業地域エリアにつきましては、客層が地元のサラリーマンがよく利用されていると聞いています。値段的にも少し安めに設定されていて、ゆったり座って食べられるという特性がございます。長浜や清流公園に関しては、観光客が多いということで、商売のやり方が少し違うという風に聞いておりますので、特性を考えながら分けていきたいと。それと公募場所と募集方法と、選定方法も一緒に議論するとわかりやすかったと思いますけれども、公募場所を決めるだけでなく、委員の皆さまのご負担とか公平な審査ということを加味した結果、エリアを2つぐらいに分けて、その中でどうしたいか、特定の場所ではなく、そのエリア全体をどう盛り上げていきたいかという提案を期待したいということで、考えました。

(委員)

屋台を増やすという時に、市民の理解をどう得られるかというのが重要なポイントだと思います。市民の理解と考えたときに、衛生問題が7～8割ぐらい、前のアンケートでは上がってきておりますので、衛生問題とトイレの問題だと思うんですけども、それを考えた時に、決められた場所というのは屋台側が下水につなごうと思えばつなげる場所かどうかという確認が一つ必要だと思うんですね。もう一つは、トイレについてなんですけれども、今のこの数なら大丈夫だけど、例えばコンビニを利用するとかですね、周辺の理解というのはどの程度できているのかなというのが、これ以上増えてもらったらコンビニのトイレを利用されたら困るとか、その辺の解決というか、理解の度合いというのがどのようにになっているのかというのを、確認したいんですけども。

(委員長)

28 箇所を選定した過程でどういう条件の下で了解をとっているかということですか。

(委員)

了解まではなくても住民からの苦情がどうかとかですね、最初の問題は、長浜地区とかは場所が変わっていると思いますので、そのあたりの今の屋台というのが下水の接続状況とかですね、よりよい屋台にしていく上で衛生問題というのは切り離せないかなと思ひまして。

(事務局)

環境整備につきましては、今回公募する箇所につきましては、市の方で上下水道、汚水桝の整備を進めております。

(委員長)

下水系については、もう準備を整えているということですね。それから住民の方の理解についてはいかがでしょうか。

(事務局)

今回公募する場所については、環境整備をしようということで、そういう適正化は公募と同時にやっていきます。それからトイレについては、してはいけないところでされるという話も時々聞きますし、今回の公募場所を探すにあたって、反対されている方もいらっしゃいました。ただ、指導が大分行き届いてきましたので、屋台側には必ずこの屋台を利用する人はこのトイレを使ってくださいと案内するようにしています。それから、案内に際しては、コンビニや駐車場のトイレなどを使っているようにしていますけれども、そこの管理者にご挨拶に行つて、それで円滑にいくように取り組みをされていらっしゃいます。聞いたところによると、いつもトイレを掃除されているという駐車場の方もいらっしゃいまして、屋台の方が掃除をしてくれているんだらうと、そういう良好な関係でやっているところもありますので、多くの屋台にそういう関係を築いていただくとともに、指導を徹底してまいりたいと考えております。

(委員長)

審査項目の中にもトイレの確保についても書いておりますので、営業者がそれをしないと落ちてしまうということになりますので、その辺は屋台の方がしっかりと守っていただくということで、理解いただければと思います。

(委員)

せっかく地図を作っていただいているので、トイレの場所を落としてもらえませんか。そうすると非常にわかりやすいので。

(事務局)

口頭で申し上げますか。まず長浜地区ですけれども、ここは再配置が終わっており、この9軒の右側の一番端の方にトイレを新しく設置しております。それから、天神地区につきましては、ダイヤモンドビル、明治通りと渡辺通りが交差する場所ですけれども、そのダイヤモンドビル前に1か所公衆トイレがございます。それから、昭和通をまっすぐ行きまして、中洲地区になりますけれども、オレンジの丸3と2と数字がありますけれども、この2の前に1か所ございます。それから、清流公園下の方の16か所書いていますけれども、広場の中に1か所ございます。

(事務局)

清流公園の春吉橋の下流側にもう一か所ございます。

(委員)

口頭でわかりますけど、図面の中に落としておいてください。

(事務局)

わかりました。

(委員)

28軒減っていつているのは、どういう理由ですか。何か規格が合わなくて減っているのか、親一代限りで終わって減っていつているのか。言うこと聞かなくて営業停止処分をしているから減っていつているのか。

(事務局)

営業停止はこれまではございません。高齢化で、今でも80代でされている方もいらっしゃいますし、高齢で辞められる方が多いと聞いております。その内訳などは路政課の方で把握しておりますので。

(事務局)

過去廃業されている方は、高齢でやめられている方、もしくは経営的に厳しくなって辞められる方もいると聞いています。また屋台をやめられて、固定店舗を営業されるようになって辞められた方などがいると聞いております。

(委員)

親一代で終わる、跡は継がれんという風になっていたのではないですか。

(委員)

そうじゃないです。たまたま跡継ぎがいなかったというのが現状です。親子に関して

は、名義は変わっていますから。

(委員長)

今の説明では、結果的に高齢化が進んでいるということと、営業が苦しくなったので、減少傾向にあると。このままいくと、数が減って魅力がどんどん落ちていってしまう。なので、このあたりで現状維持を何とかしようということで、公募を行うということになっています。

(委員)

私が小さい時は、屋台がたくさんあって、映画見て屋台入ってラーメンや天ぷらでも食べて帰るぐらいの状態やったですから。屋台を出す時に値段を時価相場であって観光客からは非常に高いというような状態になっているんですよ。我々はラーメン1杯250円なりで食べて帰っていくような感じだったのに、今は観光の名所となると、自分で計算されて出てきて、飲んで食べていくらというような計算ができるような値段をぼっとつけてもらいたいな。そういうことをお願いしたいと思うんですよね。衛生面も大事ですけども。

(委員長)

価格表示をするということになっていますので。先ほど事務局の方からもご説明があったかと思うんですけども、エリアを分けている一つの理由は、その中に入って例えば長浜が4軒今度新しく入って、数店舗でその地域でどうしたいかといった、その魅力を更に高めるような工夫をしていただきたい。今までは店舗ごとに努力するということが基本だったんですけども、これから先は魅力を高めていくために、エリアを設定した方がいいのではないか、というのが事務局の考え方で出されていると理解しております。今の問題というのは、エリアの魅力が落ちていく状況が生まれるだろうと。そういう意味では、地域ごとの競争も合わせて行っていくことで、非常に魅力が高まり、利用者側にとっても店舗側にとってもメリットのあるような形にしていきたいというのが、今回の選定の趣旨と理解しておりますので、その辺りは誤解のないようにお願いします。

(委員)

エリアについてですけども、2つのエリアにわけるという考え方はわかるんですけども、商業地域エリアの、親富孝とか西通り、大丸の前などは、観光客が多いんじゃないかなと思うんですけども、紙では簡単に分けられるけども、実際は旅行客が多いんじゃないかなと思っています。

(委員長)

事務局としては、市民の方が利用する場合と、観光客が利用する場合の比率で考えた時に、市民の利用が高いのが商業地域エリアで、観光客が多いのが観光スポットエリアとされていて、実際は市民も観光客も利用していると思いますし、今のお話だと大丸のあたりは観光客が来られて性格が変わってしまうということは十分にあり得るだろうと。現時点では調べられた結果でいくと、まだ商業エリアという性格が強いのではない

かという理解だと思います。

(委員)

2つのエリアに分けた方がいいのか、それとも弊害があるのか、ということで色々私も考えたんですけど、2つのエリアにして申込みを受け付けると、片方のエリアの方に、わかりませんけども、公募の数が多く集まり、片方は応募数が公募地より少なくなるという事態が起こる可能性があるんじゃないかということと、どちらもたくさん応募があったとして、例えば①では次点になった点数が非常に高いと、②で15番目の合格者となった人の点数が非常に低い場合、低い人でも入れざるを得なくなったということになるのかとか、②のエリアで次点になった人は①のエリアの方は応募数が少なかった時にそっちに移ってもらいましょうという風になるのか、公募のやり直しになるのか、色々考えないといけないことが、2つのエリアに分けることによって出てくるのではないかと。全体として公募をすれば、順番に点数のいい方から選べるわけですから、そうすると、大体自分が今おられるところとか、自分の条件に合うところを選んでいければ、自分の不本意なエリアに入ることは少ないかなと思うし、それでも入れるという余地が残るのではないかなと。2つに分ければ入れないということが起こりやすいのではないかなという気もする、分けることによるデメリットというものもあると思います。最終的にはご本人たちに、点数のいい方から選んでもらおうということのようですが、そうすれば収まるところに収まると、一つのエリアでやればですね。2つにすると点数にもアンバランスが出る気もする。

(委員)

図面に○が3つついていますが、長浜地区の組合、福岡市の移動組合、博多の屋台組合というエリアになるんですけれども、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

(委員)

二つのエリアに分けたという意味をもう一度事務局の方からわかるように説明していただけないでしょうか。

(委員長)

では、事務局の方から一度説明をお願いします。

(事務局)

まず一つは、A案の方は場所の特性に分けて募集することによって、そのエリアを特定して公募ができますので、この場所での提案だけでなく、エリアのにぎわい創出とか、地域貢献とか、広い視点での提案が期待できるのではないかと考えました。それから、委員からの全部で一括して公募したらどうかという案も、検討をいたしました。それでしたら、本当に成績のいい順になりますので、公平になりますけれども、先ほど委員からもありましたように、それぞれエリアごとに組合があつて、そういう特性ができていますので、それを壊すような形はできないのではないかとりました。それと、選定のやり方ですけれども、2つのエリアに分けて、これから審査方法については議論していただきますが、皆さん全員で審査にあたるのか、分けて審査にあたるのか、ということ考えた時に、一括して全部を審査する場合は、このグループでこの人たちを審査しました、このグループでこの人たちを審査しました、という風に分けていくと審査に差が出てきますけれども、一まとめで審査をするならば、全員同じ人が審査をしていかないと、一定の基準での評価はできないのではないかとという風に考えました。28ありますけれども、2倍で56になりますから、56のチェックを皆さんにさせていただく、誰かに特定の人にしてもらわないといけない、そうなるとご負担になるのではないかと、そういうご負担とエリアの、組合がそれぞれのエリアにあるということがありますので、そういうエリアに分けて募集した方が、応募もしやすくなるし、選定される皆さま方のご負担も軽減できて、一定の基準での公正な審査が可能だろうと判断をしました。

(委員)

28にしたのは、先ほどおっしゃっていただいた名義貸し屋台、これを見ると、28箇所するということなのかなと思いましたが、28という数はなぜなのか、今を守ることだと思いますが、基本的に。なぜこうなのか。要するにこれまで屋台をされてきた方たちは、戦後の博多の味を守って頑張ってこられたという経緯もあります。そこでですね、働いて収入を得ながら、子育てをされて、生活をしてこられたんですよね。その間、屋台に対する市の指導というのはコロコロ変わる形で、それに対応する、そして今は採点もされていて、200点満点とか180点満点とか、かなり厳しい環境でも、それでも営業努力をされているところがほとんどだと思います。この28という数字というのは、もしたくさんの方の公募があれば、今されている屋台の方がはじき出されるという可能性が出てくる数字ではないかと懸念しますが、なぜ110、あるいは28という数にとどめたのか、こういう方たちの保障というのはどこかに入るのか、営業を頑張って今もやっておられる方が突然来年の4月に営業権、生活権を奪われるということが、本当に頑張って200点満点とかを出しておられる方もそういう状況があると思いますけれども、そこについての保障、そういう方たちは、ご希望があればできるだけ継続して、場所は色々あるにしても、営業を続けられるように、生活できるようにしなければならないと思うのですが、それにしても公募の数が少ないのではないかなと心配をしています。

(事務局)

委員の考えは心情的には理解できますが、この本人営業規定違反の屋台の方たちは、本来ならば認められないのですけれども、その方たちの生活がありますので、生活再建の期間ということで、26,27,28年度の3年間、猶予ということでしてきたわけです。その間に生活再建ということで、転職なり色々やってくださいということでやってきました。ですからそれに対して救済ということは、リンクはしておりません。ただし、110という数字は、28の旧名義貸しの方がいらっしやって、28の公募場所となりましたので、その数字が同じですので救済と見えるんでしょうけれども、実は福岡の屋台を調べていきますと400以上あった屋台が110まで減って、各国の屋台を見ていきますと、やはりある程度数が多くないと、観光資源としての魅力というのはないと、市としては、適正な屋台の数を110~120ぐらいに思っておりますので、探していきましかつたけれども、冒頭で話しましたように、まずは集積されている、連なっている場所、それから道路の状況が条例の基準に合う、それから地元の了承、警察との協議が整うところ、そういうところを探して行って、本来はもっと少ない数でしたけれども、職員が努力をして28を確保しました。図面を見ていただくとわかりますように、青い部分の渡辺通の③のところ、日銀のところに青い線が入っています。ここは今まで屋台がなかったところを、新規に交渉して、そういうところを、しっかりと私たちも確保して行って、

冷泉公園で屋台をされている方が再配置で日銀の前に移動されて来ますし、渡辺通にも来られます。そういう新規の場所をつくっておけば、そちらの方に応募も可能だろうと。そういう方々が手を挙げられる場所を必ず作ろうという思いで取り組んでおりますので、28という数字というのは偶然頑張った結果の数字でございます。

(委員)

職員の方が頑張られたと、そしてこれまで本当に適正な良好な屋台になるようにという指導もされてきたということ、その努力についてはわかる。ただし、先ほど言ったように、戦後本当に皆さん生活の糧がなくてという時に始めていかれたと、そして市民の食も保障してきましたし、そしてお互いに同じように頑張ってきた。道路使用料などの必要な費用についてもきちんと、払わなければいけないものは払って営業をされてきたという経緯があります。だからですね、基本的にこの方たちが真面目に営業をされて、今も採点の中で本当に、がんじがらめで大変だということのようではございますけれども、そういう中でも努力されている。ほとんどの方が満点あるいは満点の90%という営業をされている、そういう努力をされている、という状況ですので、万に一つでもその方たちが応募して、良好な営業をしている方が落ちるということがないような配慮というのは、私は最終的に必要だと考えます。

応募資格についていくつかお尋ねをしたいと思います。満18歳以上の個人ということで、例えば居酒屋チェーン店の参入等が心配されていましたが、これは排除を

すると、個人の営業だけということですよ。それは例えばチェーン店の方が個人で応募をするというのは排除ができるということですか。

(事務局)

チェーン店の個人が応募されるというのがどういう状態かわかりませんが、これは個人が応募をするということになりますから、例えば福岡ラーメンという会社の従業員が個人で応募をする、自分も独立したいからと応募をされた、これは個人で応募をされたということになると思いますので、あとは内容とかですね、審査の中でチェックをしていただいて、それは本当に個人で申請がされているのか、見ていただければと思います。あとは申告等については、ちゃんとしていただいて、市町村税の滞納がないことの証明も確認するようにしております。あとは屋台営業者なのか、屋台の従業員なのか、現在飲食店の経営者なのか、飲食店の従業員なのか、そういうことを記載させて、今こういう方なんだということがわかるようにしたいと思っております。それから、言われていました旧名義貸し屋台の人たちをどう配慮してくれるのかというところですが、旧名義貸し屋台だから特別の配慮をするということはありません。ただし、本当に良好な営業をされている方については、申請書についても、そういう提案が期待されますので、それまでの経験とか自分の知識を申請書や面接時に出していただければ、それは当然ながらそういう方は合格の可能性が高くなるだろうという風に思いますので、仕組みをつくとか、特別にするとかせずとも、本当に正々堂々としていただければと思います。

(委員)

法人が公募に入ってくることが、一番今の屋台営業者が懸念していることで、個人で応募としても、個人の名前で応募しても結局は法人で入ってくるという人たちが懸念されるんですよ。だから今何で生計を立てているのか、過去どういった仕事をしてきているのかという裏付けをしてほしいですね。完全に個人である、屋台で生計を立てていくということ証明させる仕組みを作してほしい。

(事務局)

そういう色々な懸念も考えまして、今の職業とか、どういうことをしているかとかを書かせるようなものを考えております。また皆さんの中で議論していただきたい部分でもありますけれども、事務局の方でもできるだけどうやってチェックができるかということの研究していきたいと考えています。

(委員長)

応募資格については、条例かどこかで規定として書かれている内容ですか。

(事務局)

はい、そうです。

(委員長)

ここで急に出てきたわけではないということですね。

(委員)

二番目の市町村税の滞納がないというのは、現在なのか、過去にさかのぼってそういうことがないかということなのか。これについては、例えば新規にやろうとする方は滞納がないですね。そういう意味ではこれまで頑張ってきたけれども、大変だったのでその時だけ一時的に滞納したことがあるという方がいるかもしれません。ただし、今は良好にやって支払っているという状況の人は、過去も見ると逆に不利になるということも考えられますが、今の状況だと考えてよろしいですか。

(事務局)

応募時点の分です。

(委員)

暴力団員の関係なんですけれども、排除というのは当然だと思います。一定のチェックはできるのかなと思いますが、暴力団員と密接な関係を有するものではないというのは、何らかのチェックができるのか、警察等のチェックでわかるのか。どういうチェックがあるのか、どこまでわかるのか。

(事務局)

どこまでわかるのかという具体的なレベルは私どもではわかりませんので、県警にこの方については、どうでしょうかという照会をかけます。これは、屋台だけでなく、市の色々な提案とかについては、同様に警察に照会をするようになっておりますので、その中で回答をいただいております。そういうことで確認をしたいと考えております。

(委員長)

今の議論について、応募資格に関して、その内容確認ということで、まず一つは個人であること。法人がバックにいるのは駄目なので、そのチェックをしてほしいと。それから、市町村税の滞納に関しては、前年についてのみの確認になる。それから、暴力団の関係については、県警に問い合わせチェックをかけた上で、適当だとされた方が審査のテーブルに乗る、そういう3つのチェックをかけるということによろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(委員長)

それでは、28と言う数字がたまたま名義貸しの方が28いらっしやって、もっと数が少なかったのを、なるべくその方たちにもチャンスを提供できる数を用意したいということで、頑張られて28という数字になって。現在やっている方にも応募していただいて、後は新規になりますけれども、審査項目で言いますとやっている方が書きやすい内容があると、そういうことについても、配慮はしないけれども書き方一つで、結果的にはいい点数になるということになるかもしれませんけれども。ということで、今各審査委員を決めたいということで事務局から説明があったんですけれども、今ブルーゾーンとオレンジゾーンを一つにしましてしまいますと、全ての方を委員が共通で審議しないと公

平性が担保できないという場合がありますので、短時間でそれができるか、応募者数が多いと大変だということもあって、二つに分けて二つのチームで審査していく。チームごとに多少評価が違ってても、その中で一貫性を保てるということも含めた提案であります。

そうしましたら、今審議をされた応募資格に関しての内容に関しては、チェックの機能を加えさせていただいて、一応二つのエリアを中心に、エリアごとに募集をかけて、点数のいい方から順に場所を選んでいただくという形でよろしいでしょうか。

(委員)

エリアごとで公募をして、商業地域と観光スポットですね、落ちた人は他のエリアに応募できないということですか。

(事務局)

はい、そうでございます。自分の指定したエリアで、その中で落ちればそれで終了ということになります。

(委員)

二番目の人が、空いたときにこちらというのがあればいいでしょうけどね。

(委員)

13, 15 で、たぶん応募はこれを上回るだろうという、わかりませんが、上回るだろうということであれば、どちらも 13, 15 が決まってしまうと、どちらかが応募が足りないと、①の方が 12 だけだったということになれば、どうなるかということを私は懸念しているところでしたが、足りないということが出た場合は、もう一回公募のやり直しということになるんですね。②の方は 15 の枠に 20 人が来たと、①の方は足りなかった、10 しか来なかったという場合は、残りの②の方で余った人たちは①の方に入るとか、そういう規定はないわけですね。今年はないにしても、今後起こる可能性はあるんじゃないかと思うんですけど、そういうシステムもいいのかなと、その場合はこうやるということで。

(委員)

逆の場合もあるんですよ。公募に応募して通ったけども、自分の思うところに行けなかったので辞退した、という場合は繰り上げで通るんですか。

(委員長)

その辺りは事務局。

(事務局)

はい。今のところ考えているのは、今言われたここは自分の希望ではなかったのと辞退された場合、繰り上げであげるのか、ということで申しますと、もう繰り上げはせずにそこについては、空いた場所ということで、次の公募に回そうと思っております。ただし、これは第二回、第三回の選定委員会が今後ありますので、皆さんがどういう風にご判断されるか、ということがもしかしたらあるかもしれないので、余計に合格

を作ろうと、例えば 30 人分。ただし抽選になってしまいます。そういう風にご議論いただきたいと思います。現状ではもし辞退があれば次回に回すと。ただ、こちらはたくさんいらっしゃったので、こちらは応募数が少なかったの、こちらに回すのか、ということはございませんので、ちゃんと成績のいい方については合格するようにさせていただいて、不合格の方も出るかもしれませんので、そこで余れば、次回、たくさん出ればすぐに公募、少なければまとめて公募、ということでさせていただきたいと考えております。

(委員長)

今回に関しては、名義貸しの方も応募されるという背景があるので、それはそれとしてしっかり議論をして、整理をしておきたいという意向があるということを理解していただきたい。

(委員)

次回の公募というのは、一年後ということになるんですか。欠員があるということで直ちに次の公募、欠員の公募をするということになるのか。

(事務局)

それは1軒しか空きがなかった場合まで公募するのか、もう少したまって2, 3軒になってからするのか、それについては、公募はいたしますが、どういうやり方ととか、時期をどうするかというのは、まだそういう状況になっておりませんので、考えておりませんけれども、ある程度たまったら、できるだけ速やかに公募はしたいと考えております。

(委員)

色々な状況があると思うんですね。続けようと思ったけれども、親御さんの体調が悪くて、一か月経ったらできなくなったとか、せっかく当選したけれどもということがあって、じゃあやりたいという意欲があって、点数もそれなりの点数あるという方が1点、2点とかいう形でおられるということであればですね、再度公募の手続きをわざわざするよりも、せっかく点数をここで決めているわけですから、選挙の場合とは違いますけれども、何人か、5人ぐらいいはですね、何人が適当かわかりませんが、例えば次点以下5人ぐらいいはストックしていて、繰り上げて、私はできませんというところには入っていくということもできるのかと、一定の、ここで皆さんで決めて、性質が合うという人を今はこれだけです、次の繰り上げで、一年間は権利がありますよとか、そういう制度にしても、これを毎回毎回やるよりもその方がリスク的には少ないんじゃないかなと思いますけど、そのあたりは何かデメリットがあるんですか。

(事務局)

次点の方を次の候補者として用意をしておくという意味だと思うんですけども。

(委員)

次点の繰り上げですね。

(事務局)

一旦今回の公募の営業者が決まりますが、次点をつくった場合に、7月か8月ぐらいにやめられたから次点の人を入れるという意味ですよ。

(委員)

そうです。

(事務局)

それについては、今回の28箇所の公募ということで、皆さんに広く知らせて応募いただきますので、空いたところの公募というわけではございませんので、やはりそれは、次回新しく、ここの新しい公募場所で行いますので、それは改めて新しく公募をするということが、公平公正だろうと判断しました。

(委員)

基本的に公平公正というのなら、選定して皆さんで採点をつけて、それで順番に決める、だから商業エリアでいくと15箇所と決まりましたと、あなたたち15人ですと、決めるわけですよ。個々の皆さんの努力も含めてですね、16番目、17番目と決まるわけですよ。20番とかいう形で。15人の方を配置しましたと、どうしてもここでは駄目とか、色々な諸事情で、ここの場所では営業ができないということで、その時に決まったすぐの、そういう時に、じゃあここをずっと空けたままにするというのは、最初から市長が言われるような観光のメリットが減ることになるわけですから、それは望ましくないのではないかと。個々の努力で16番、17番というところを決めていっているわけですから、当選した方は出られるんですね、権利を放棄されるんですね、じゃあ16番の方ここでいいですかと、その空いたところにですね、その確認をして、いいということであれば、そこで入れると、いうことはやってもいいと。それは公平性を欠くとか、そういう問題ではないんじゃないかなと思います。

(事務局)

例えば私が応募をしました。私は友達5人6人に応募をさせます。そしてもし自分より上位に来た時に辞退をさせたら繰り上がっていきます。そういう風に使われる可能性もありますし、やはり、今回の公募については、応募をいただいてここまでは合格、という風に、色々なやり方というのを招かないためには、やはり厳格に決めていかないといけないという風に考えておりますので、ですから辞退ということでされていって、結局下の方が繰り上がっていく、そういうやり方は好ましくないと考えました。

(委員長)

今お話の中で、自分が思った場所でなかったのが辞退するということ自体が問題なんですよ。つまり、今回公募するのはこの範囲のエリアで、どこに行くかわからないけれども、皆さん応募しますか、ということで応募された。ということであれば、辞退は基本的にできない条件で応募をされたという理解の仕方の方が、いいのかなとも思います

けど、その辺りはいかがでしょう。

(委員)

辞退の理由はですね、個人のわがままのようなものだけではないと思うんですよね。突然親の介護が必要になったり、色々な状況の中で、泣く泣く営業をやめざるをえないとか、色々なことがでてくると思うんです。ただ、その区画は空きっぱなしになる。屋台がここではできなくなると、わざわざ皆さんが努力して、ここは屋台の場所であるということをとっていただいたのにですね、そこが空いたままになるということを防ぐためには、繰り上げもありではないかと。まあダミーのそういうのまでも私は考えておりませんでしたので、そこらへんとの関係がどうなのかというのもあるんですかね。

(委員)

ちょっとリアルな話をしますけどね、売り上げるところと、売り上げるところと、実はそれはエリアでわかるんですよね。やっぱり売っている人たちがしか売り上げないところに来るのかという疑問はあります。そういう場合に辞退というのが出てくるのではないかなと。

(委員)

ごめんなさい、1点だけ。今回この場所と決まって、次回の公募の時に場所を変わりたいという希望の時は、この方たちはまた新たに公募に応募することができるのか、場所を変えるためにですね。それは保障されているんですよね。ただ権利がなくなると。

(事務局)

その辺りは後でご説明しようと思っていましたけども、現在も、例えば恒常的に営業できる方、4月1日以降も営業ができる方が、自分の場所が悪いので、ここの場所をしたいと手を挙げられた場合に、合格をすればそこに行って新しく4月から営業しよう、でも落ちたら、今の場所で営業を続けるということであれば、それは新規参入される方の場をつぶすことになりますので、そういうやり方はよくないと、ですからそれは皆さんに決めていただこうと思っておりますし、公募要項に載せたいと思っておりますけれども、そういう風に、自分がここの場所を移りたいからと応募をされた方については、今の営業の場所は3月31日まで、4月1日以降は辞退、今の場所はなくなりますということとして、取り扱いたいと考えます。

(委員長)

一応今実際に、屋台営業をされている方については、今の場所を辞退した場合は、応募ができるという方法で考えていると。

今公募場所について2つのエリアに分けて行うこと、募集方法についてはA案で、今回エリアごとに審査を進めさせていただくということによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

ありがとうございました。それでは、次の審査方法について、事務局の方から説明させていただきます。

（５）審査方法等について

（事務局）

それでは資料５をお願いします。まず１、審査部会の設置についてでございますが、今回の公募場所は２８箇所と多く、２つのエリアに分かれての審査になりますので、選定委員にかかる一人一人の負担が非常に大きくなります。また、一人一人の負担を軽減するため、全員を振り分け、書類審査、面接審査をしてもらおうと、同じ人が審査をできなくなりますので、部会ごとに審査結果に偏りが生じる可能性もあります。今回の選定に関しましては、応募書類の審査、及び面接審査を効率的に行うため、募集エリアごとに二つの審査部会、それぞれの審査部会を設置したいと考えております。また、審査部会につきましては、委員長が指名する委員をもって組織することとし、部会長、副部会長他、部会委員は１部会に３人、合計６人で組織したいと考えます。そして各審査部会における審議の経過や審査結果は、次の選定委員会の会議に報告していただき、その中で、委員全員で再確認しながら、最終的な審査結果を決定していただきたいと考えております。なお、屋台営業者代表の白石委員におかれましては、所属組合員が応募者となります。そういった利害関係性が強いことから、審査部会委員は対象外とさせていただきたいと考えます。白石委員は、全体の選定委員会の中で、屋台の規格とか色々な情報についてご意見いただいて、総合的に評価いただきたいという風に考えておりますので、そういうご提案をいたします。また、市議会ご推薦の５名の委員に関しましては、市政にかかる全般的な知識を有し、総合的な観点からみていただきたいという風に考えておりますので、個別の審査を行う審査部会ではなく、選定委員会の中で総合的な観点で評価をいただきたいという風に、提案いたします。また、福岡市食品衛生協会会長の南原委員におかれましては、市議会議員という立場もございますが、今回は屋台基本条例第２８条第３項の規定により、学識経験者の委員としてご推薦をいただいておりますので、本来でありましたら、部会委員としていずれかの部会に所属していただくべきところがあります。しかしながら、屋台営業を行う上で最も基本となります、食品衛生に関する機関の代表でもありますことから、南原委員は保健衛生、食品衛生に関して、両方のエリアの応募者について、専門的な観点からご意見を賜り、各部会委員の皆さまがより的確な評価点数をつけることができるように、講評及びコメントを審査部会に付していただく、そういったご支援をお願いすることでいかがかという提案をしたいと思っております。そのため、審査部会委員につきましては、誠に申し上げございませんが、残る６名の委員で組織していただけないかと考えております。

次に２の、書類・面接審査の流れに関しましては、記載のとおり審査部会ごとに書類

審査を実施し、採点及び修正をしていただき、その審査結果を第二回選定委員会に諮り、全員で総合的な観点から評価を行い、第一次通過者を決定していただきます。第一次通過者の人数、足きり等の実施については、応募者数等を確認した上で、決定していただきたいと考えますので、第二回選定委員会の中でご議論をお願いします。二次審査の面接審査につきましては、第一次通過者全ての方に対し実施するもので、面接は一人あたり 15 分程度を予定しております。面接では提出された申請書類の真偽や、応募者の人間性などを評価していただくことになると思いますが、面接での質問や進め方が統一になりますように、事務局で案を準備し、第二回選定委員会の際にお示しさせていただきますと考えております。

最終合格者につきましては、第三回選定委員会において、審査部会ごとの面接結果を基に、全委員で総合的に判断していただき、最終的に募集箇所と同数、28 の営業候補者を、順位をつけた上で決定していただきたいと考えます。その 28 人の各エリアの上位者から順に場所を決めていただき、営業候補者として決定し、その通知を送る予定としております。

次に 3 の評価基準につきましては、資料 6 の方に案を添付しておりますので、そちらをご覧ください。審査項目につきましては、施行規則に規定しております内容を整理したもので、「①関係法令遵守に向けた取り組み」、「②屋台の魅力、質の向上のための創意工夫」、「③まちの魅力向上に向けた取り組み」、「④地域貢献に向けた取り組み」、「⑤総合評価」という項目に分けております。特に「①の関係法令遵守に向けた取り組み」は重要な要素でありますことから、適正な営業を担保するため、法令遵守に関する取り組み内容の配点は 50 点と高くしております。また、②から④までの屋台の魅力、質の向上に関する提案、地域貢献の取り組みに関する配点を合わせて 35 点、最後に総合評価として、意欲・技能など総合的な優位性に関する配点として 15 点、合計 100 点としております。各項目の内容につきましては、主な内容のところに入れておりますが、まずルールに関しましては、「安全快適な公共空間の確保」ということで、これは道路・公園の占用関係ということですが、設営と撤去の時間が決められておりますので、それをきちんと守る、それから運搬の車両を放置しない、屋台の規格とか許可範囲を遵守したものなのか、あるいは営業場所を汚損しない対策をとっているか、そういったことについて審議いただきまして、それに基づいて採点をしていただきたいと考えております。食品衛生関係では、適正な取扱食品とか、厨房設備の計画とか、衛生的に保管するための対策とか、色々な専門的なところがございますので、これにつきましては南原委員の講評とコメントをいただきながら、チェックをしていただきたいと思います。その他の遵守事項につきましては、トイレの確保や案内方法、料金の明示方法、ぼったくり対策、それからごみの処理方法を、さらに危機管理といたしましては、食中毒の予防や、飲酒運転防止についての取り組み、客同士のトラブル発生時の対処方法、計画の具現性があるか、というところをみております。「②の屋台の魅力向上のための創意工夫」では、

外国人を含むすべての人へのおもてなしとか、周辺の生活環境への配慮、屋台文化の継承、新たな魅力創出についての方策などを記入していただこうと思っております。「まちの魅力向上に向けた取り組み」では、そのまち、福岡の広い範囲、エリアのにぎわい創出とか、福岡の魅力発信とか、そういうところの意欲や工夫について、記入していただこうと思っております。地域貢献に向けた取り組みでは、地元のイベントや清掃活動への参加、そういった取り組みなどをご記入いただこうと考えております。「総合評価」では、その方の屋台に対する意欲とか、どういう技能を持っているとか、そういうところについて書いていただこうと思っております。書き方につきましては、またこれから募集要項等、具体的に作っていく中で、皆さんが見て書きやすいように、そういった観点で作りたいと思います。なお、この詳細は、主な内容と配点につきましては、今皆さんに示していますが、これは応募をする時に、この内容を知っていると知らないでは大きな違いですので、どういうことを書けば15点もらえるとか、そういう情報については公表いたしません。応募要項の中では、「関係法令遵守に向けた取り組み」、そして安全快適な公共空間の確保、この項目の欄と、項目のところの50点、20点、5点、10点、15点、合計100点、こういう内容しか公表しませんので、くれぐれも皆さま関係者の方とかに漏れないようにしていただきたいと思っております。

それから、次に資料5に戻っていただきまして、4の提出書類につきましては、規則に定めております。それ以外に市長が必要と認める書類として、提出を求めることができますので、その中で、調理師免許とか英語検定とか、色々な免許とか、そういうものを持っていれば、資格証明書の提出を求めたいと考えますので、ご議論をお願いします。それから5番目の審査スケジュールにつきましては、非常にタイトなスケジュールではございますが、12月末の結果通知から逆算しますと、記載のと通りの順に、審査部会、選定委員会の開催をお願いしなければならないと考えております。委員の皆さまは非常にお忙しい方ばかりで、誠に恐縮ですが、早めに日程を確定させて、できましたら本日、大まかなお日にちを示させていただきたいと存じます。それについては後で、具体的に何月何日はいかがでしようかということを示させていただきます。

その他につきましては、先ほども申しましたが、今回の公募には本人営業規定違反の処分猶予期間中の屋台、いわゆる旧名義貸し屋台の方も応募されることが想定されます。この方たちは、来年4月以降は許可されないことが決まっておりますから、応募については妨げないこととしております。また、29年4月以降も許可が更新される通常の屋台営業者が、仮によい場所に移りたいとの理由で、別の場所での営業を希望し応募した場合には、現在の営業場所での営業を放棄したものとみなしたいと考えております。長くなりましたが、以上で事務局の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

(委員長)

ありがとうございました。いくつかの項目に分かれておりますので、まずそれぞれ確

認していきたいと思います。審査部会というのを設置して、二つのエリアに分けて募集をすると決めたので、それぞれのエリアごとに審査をするメンバーを決めてという、部会方式で審議を進めさせていただければという事務局の案だったと思いますけれども、それについて委員の方からご意見はありますでしょうか。

(委員)

【意見なし】

(委員長)

問題ないでしょうか。それでは、部会方式という形で、審査部会を設置させていただきたいと思います。

それぞれ6名の委員の方に3名ずつ部会に入っていただければと思っております。

オレンジの観光ゾーンに入っていただきたい。

(委員)

(委員長)

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

選定委委員会の場で、意見を言っていて、忌憚のないご意見をいただいて、最終案をまとめたいと思っております。それから、資料6の配点表について、項目以外に入れた方がいいのではないかなど、ご意見があればお願いします。

(委員)

基本的に駐車場の確保とか、特に新規の方は、まだ通るかどうかわからないから、確保というのは後のことになるのかなと思うんですが。今営業されている方ですね、すでに確保していますということでしょうけど、新規の方はまだもし通ればここにしようと思っていますとか、先にここにお願いしていますとか、そういう形になるのかなと。今の時点でこれは書くことなのかなと。

(委員長)

項目の一番左側だけが公開されて、後ろの内容については出さないと。

(委員)

出さないけど、既に確保していますというのがプラス評価になるのか、その辺は。

(委員長)

そういうところが今出てきたら名義貸しの方には有利だということですけど。逆に言うと、屋台を開くためにはどういうことが必要かというのは条例に詳しく書かれています。そういうものを理解した方が応募してこないとなかなか通らないというのが、方向性を持たせるということになるのかなと思います。

(委員)

こういうことについてあなたはどうか考えるのかということを書かせていいのかなと。屋台をするというのはこんなことが必要なんだよ、という形で書いてもらうということで、認識を深めてもらうと、それはそれでいいんじゃないかなと。それと、総合評価のところで、総合的な意欲と技能ということで、新しく参入される方は、文章が上手な人は全体が有利ではないかなと、今本当に自信を持って営業して 200 点満点という方が、文章を書くのが上手かどうかはまた別かなと。現に営業されている方にとって当たり前のこと過ぎて、わざわざ書かないという方も多いのではないかなと。

(委員長)

何を書いていいかわからない状態になると。

(委員)

そうすると逆にあなたが今していることを書いたらいいんですよというのが伝わらないかな。そして、文章を書くのが上手で、たぶんこういうことだろうと、試験じゃないですけども、テキスト試験の場合、これを相手が求めているだろうなというのがわかる人の方が見かけ有利になると。毎日毎日営業しながら、これを提出すると、という方が不利にならないように。何をこちらが求めているのか、テスト結果がいいかどうかというよりも、実際にできるのか。テストの結果は非常よかったので通りました、と。しかし実際に新規参入の方がやったら、努力してもなかなか行きつかないというような時に、技能についてもなかなか行きつかないというような時に、福岡の屋台悪いね、というような評価につながっていくわけですから、今やっておられる方が書けるようにしてあげた方が、頭ばかり悩ませて、結局あれも書かんやった、これも書かんやった、昨日まで毎日やっているのに、ということになると、これでいいのかなと。

(委員)

「関係法令の遵守に向けた取り組み」というのは完全に屋台の人たちにとって有利です。下の欄の「屋台の魅力向上に向けた創意工夫」に関しては、これは平等だろうと。ですから僕は、これは屋台やっている人に関しては、全く問題はないと思っています。

(委員長)

必要な内容の例のいくつかはあげておいたらどうか。例えばこんなことを書いてくだ

さいとか。

(委員)

代わりに書いてもらうことはできるんじゃないですか。仕事しよったら自分で書かれんという人もおるでしょうから。代筆で書いてもらう人も出てくるんじゃないですか。

(委員)

屋台やっている人も書けます。大丈夫です。

(委員)

代筆して書く人もいるんじゃないか。書いてくれる人もおるでしょう。自分が書かんといかんのでしょうか。

(委員)

笹山委員が言われていることも一理ある。個人的に屋台をするという営業者が全部書かなきゃいけないかと言うとそうじゃないと思うんですよね。周りの人たちの意見を聴きながら、こういう屋台やったら魅力あるんじゃないかというような書き方をするので、その人が、文章が下手か上手かは別問題という風に私は思います。

(委員長)

個人的になんですけど、私も国の商店街の補助金の審査をたくさんしているんですけど、文章もそんなにうまくないんだけど、気持ちがきちんと伝わるものはやはり評価はしているんですよね。そのあたりは書きぶり、本当にきちっと書くだけではなくて、思いとかそういうのは文章に出てきます。先ほど白石委員が言われたように、現在やっている方にも考えていただかないといけない。

(委員)

色々個人差があるんですよね。料理一筋の人もおるし、代筆して書いてもらおうかなという人もいるんじゃないかと思うんですけどね。

(委員長)

その辺りは事務局の方から。

(事務局)

代筆されるとかということもあると思います。その人の思いが入っているかどうかは、面接の時に、しっかりと審査をしないといけないと考えております。それと、星野委員が言われました、わかりやすいようにという点ですが、屋台を今している方にとってはわかりやすいという面もありますが、屋台を初めてするという方にもできるだけわかりやすいように、書き方について説明会を開催しますので、しっかりと周知していきたいと思います。

(委員長)

説明会の際には、より詳しく説明をしてくださると。

(事務局)

はい。

(事務局)

既に問合せが入っておりまして、やはり0からスタートされる方は、極端な話、印鑑を持ってきたら屋台応募できるのか、という人もいますので、そのような方につきましては、組合にもご協力いただきまして、組合をご紹介させていただいて、実際どこで屋台を用意したらいいのかなど、行政がお答えできない質問については、組合に答えていただくようお願いしています。

(委員長)

では、一応事務局から説明していただいたやり方で、かつ説明会の際に内容についても説明をしていただくと、いうことで何を書いていいのかわかるように情報提供するということで進めさせていただくということで、よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(委員)

一つよろしいでしょうか。文章量というのは、どうでしょうか。採点する時にキーワードを選ぶくせがあるんですよね。いっぱい書いてあるとどうしてもキーワードが入っているかを見ることになるので、公平公正な審査になるように、規格に決め事とかというのはないですかね。

(事務局)

書く範囲は、様式が決まっていますけど、入らなかったら少し伸ばすとかできますので、どれぐらいにしましょうかね。どれぐらいの分量にしばるかとか、あんまり何ページに渡って書かれてもですね。1項目大体1ページぐらいですかね。

(委員長)

一点だけ、文字のポイント数をいくつにするかを決めていただければ。6ポイントぐらいになると見るのが大変ですよ。

(事務局)

パソコンで入力される場合は、ポイント数は少し大きめに。それは必ずではなくて、こういうことをお願いしますというやり方で。字で書かれる時も小さい字ではなくて、見やすい字でお願いします、というやり方を募集の時にしたいと思います。

(委員)

写真とか図面とかはないんですか。

(事務局)

屋台の規格やデザインについては、図面の提出をお願いする予定にしています。

(事務局)

屋台の正面から見た時の図とか、上から見た時の配置とか、そういうビジュアル的なものについては、平面図と正面図を書かせるようにしますので、ある程度屋台のイメージがわかるようにしたいという風に考えています。

(委員)

それはカラーで？

(事務局)

カラーです。

(委員)

それはパースということですか。イメージ図。

(事務局)

そうですね。イメージ図ですね。

(委員長)

それから、先ほど事務局の方から、市長が認める書類ということで各種の免許状とか資格証とか、そういうものがあればご提出をお願いできないか、ということでしたが、それについては、いかがでしょうか。一応各種免許や資格がある場合には、出していたきたいということによろしいでしょうか。

(委員)

【異議なし】

(委員長)

ということで、審査方法についても部会方式で運営をしながら、審査表に基づいて審査して、第一回の書類審査を行うという形で進めさせていただきます。

最後に、資料7というのがあります。今お話しした内容についての、選定委員会の運営に関する要領について、事務局の方から説明していただきます。

(6) 福岡市屋台選定委員会運営要領の制定について

(事務局)

資料7についての説明の後に、先ほど話しておりました、今後のスケジュールについてご説明を申し上げます。資料7、福岡市屋台選定委員会運営要領についてですが、本日の委員会でお諮りしました会議の公開について、及び審査部会の設置等につきましては、委員会の運営に関する委任事項となります。施行規則の第31条に、「委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める」としてございますので、これに基づき、本書のとおり「福岡市屋台選定委員会運営要領」を本日付けで定めたいと考えます。

それから、先ほどおおまかに申しましたけれども、審査部会の書類審査につきましては、11月14日月曜日から18日金曜日の中で、設定したいと考えております。第二回選定委員会ですが、11月24日木曜日か25日金曜日、それから審査部会の面接でございしますが、今のところ12月1日木曜日及び2日金曜日、それから翌週ぐらいにかけて設置したと考えております。第三回選定委員会につきましては、12月8日木曜日また

は9日金曜日としております。木曜、金曜しかあげておりませんが、もう少し幅を持たせて、この周辺で実施したいと考えておりますので、スケジュールを抑えていただければと思います。場所決めにつきましては、選定委員会の皆さまには直接関係はありませんけれども、12月19日の月曜日から22日の木曜日の間で実施したいと考えております。決定通知につきましては、12月26日月曜日までに出したいと考えておりますので、この日程につきまして確認をいただきたいと思います。以上でございます。

(委員長)

日程に関しては、もう一度調整されるのか、今日この場で決めるのか。

(事務局)

このあたりで考えておりますということで、皆さんに早めにお知らせしますということで、ご了解いただければと思います。

(委員長)

今お話しいただいた日程をベースにしながら、調整をしていただくということで。一応本日予定されておりました議事につきましては、以上になります。どうもご協力ありがとうございました。

(事務局)

委員長ありがとうございました。事務局の方から事務連絡をさせていただきますが、私の方から一点お願いをさせていただきたいと思います。資料6につきましては、点数などについても、公表しないでいただきたいと思います。

(委員長)

今、委員の方から回収したらどうですか、と意見がでましたが。

(事務局)

どうもありがとうございます。続きまして、事務局から連絡でございます。

(事務局)

本日の会議資料及び議事録につきましては、福岡市附属機関の設置及び運営要綱に基づきまして、公開部分につきましては市のホームページに公表いたします。また、募集の告知等につきましては、9月15日の市政だよりに掲載予定でございます。

(委員)

ちょっとよろしいでしょうか。戦後の混乱から始まった屋台。生活権をどう守ってあげるか、というところですが、商業の一つの在り方として、生活権の問題と商業のやり方と、大事な公的な空間というところにあって、今回のこれ見ていると、市長が盛んに創業、創業と言っていますが、一種の創業かなど。公共空間を使ってサービスの提供をやってきたと思いますが、もちろん稼いでいただくのは稼いでいただきたいですが、屋台と固定店舗、移動店舗と固定店舗はどんな違いがありますでしょうか。

(委員)

屋台はあくまで公共空間でやるということが大事だと思います。色々なところから来られた観光客が外でご飯を食べられる、お酒を飲める、そういう空間が屋台の魅力だと思います。あくまで道路上にあってということが、僕は屋台の魅力だと思います。

(委員)

結構値段のクレームが多いんですよ。それから臭いがあるもんだから。そういう衛生面の問題ですね。観光の魅力と盛んに言っておりますので、それは大事なことだと思います。そういう自覚を持ってやっていただける方かというのは、かなり大きなウエイトになると思います。そういう気持ちを持って営業をしようとしているのか。聞いてみたいなと思っています。

(委員)

衛生面に関しては、行政の方から、上下水道も完備されますので、そういう面では非常によくなった。あとは、懸念されるのは価格の問題ですよ。民事だからなかなか解決できないとかあるんですけども、やっぱり公共の場でありますから、厳正な値段で営業をして、クレームも受け付けるようにして、対応できるようにしていきたいと思います。

(委員)

世界中どこ行ってもあるような商売の在り方ではありませんので、そういう魅力は世界中で屋台ファンというのは存在すると思います。ただ、固定店舗で、自分できちんと商売されている方と遜色ないようにしないといけないと思います。色々なことが大事じゃないかと思います。

(委員)

屋台は観光のためとばかりに聞こえるんですよ。だけど、地元の人でも気軽に入れるような屋台、あそこの屋台はよかったね、安かったね、と地元の口利きで行かれるような、それに対して観光客も安心していけるような、地元の人が一番大事だと思うんですけど。観光のためにやるのか、福岡市民のためにやるのか。

(委員)

観光のためだけに言っているわけではないですよ。ただどうせ屋台をやるなら、私も屋台行ったことがありますけど、何とかかんとか屋台をやめさせようとしているようにしか見えないという声が、屋台の経営者からあったんですよ。厳しい、やめろと言わんばかりのやり方だという声があったから、私はそうじゃないと思うんですけど、ただ、屋台をきちんと位置付けて、みんなで応援していこうと、魅力あるものにしていこうとなるのであれば、観光という側面も強調されておりますので、それも意識して総合的に、気楽な飲む場所ですから、庶民的なところですから、市民も当然行くだろうし、無鉄砲にやっていたら自然につぶれていくんですよ。

(委員)

さっきから観光のためにという声ばかり聞こえてくるから、そんなところは違うかな

と思うんですよ。みんなが安心していけるような屋台を作りたいと、私はそう思うんですよ。

(委員)

一番最初の条文にあるように、地域があってこそその屋台ですから、そこは誤解のないように。

(委員)

私も地域を代表してきていますので、地域の人が安心して入られる、食べられる、そういう状態になって、観光客も来る、そういう形でしてもらいたいと思います。地元の人が一番大事であって、そういう人たちの口利きで、福岡は安心して屋台で食べられるということを前提において話さんと、観光客のことばかり考えても。

(委員)

全く同感です。我々議員は選考には入りませんので、選考に入られる委員の皆さまには、そういう視点でしっかりみていただきたいなと思います。